

## 家庭で発生する医療廃棄物(在宅医療廃棄物)の安全な処理について

豊川市では家庭で発生する在宅医療廃棄物について、安全に処理するためのルールを定めました。(平成21年12月から実施)

在宅医療廃棄物の区分

医師や歯科医師が  
判断し、指示します。

- ① 感染性を有するもしくはその恐れのあるもの
- ② 感染の恐れがなく通常のごみ又は資源として扱えるもの

### < 排出方法 >

#### ① 感染性を有するもしくはその恐れのあるもの

<具体的には>

インスリン注射器、注射針  
点滴ライン、血糖測定用穿刺針  
カテーテル類  
その他医師、歯科医師の指示を受けたもの

医療機関へ返却  
してください

これらは通常のごみ収集に出すことは非常に危険です。  
絶対にごみステーションに出さないでください。

市外の医療機関にかかれた方などで医療機関への返却が困難な方は、  
市役所で受け取ります。あらかじめ、お電話でお問い合わせください。

(89-2166)

#### ② 感染の恐れのないもの

通常のごみ又は資源の回収日に、家庭ごみの分類に基づいて出してください。  
液体や汚物は取り除いてください。

排出方法(例)

- 薬びん、ガラスアンプル . . . 中身を空にして不燃ごみ
- ガーゼ、紙おむつ、包装ビニール類 . . . 可燃ごみ
- 腹膜透析バッグ、ストーマ袋など . . . 中身を空にして可燃ごみ
- 薬の説明書等の紙類、栄養剤の缶など . . . 資源

(これらのごみでも感染性廃棄物処理の指示があったものは医療機関へ)

問い合わせ先 豊川市 清掃事業課 清掃工場係 87-4010